

多様な主体の協働により育まれる、 にぎわいに満ち、活力ある川越農業をめざして

川越市農業振興計画

後期改訂版（案）



川 越 市

I. 計画見直しの基本方針

1. 見直しに際して

平成20年度に策定し、同21年度から30年度までの10年間を計画期間とする川越市農業振興計画（以下「当初計画」）は、「多様な主体の協働により育まれる、にぎわいに満ち、活力ある川越農業」を将来像とし、域内流通を活かす「地産地消」、食料自給率向上を担うための「生産量の拡大」、全ての農業施策の基盤となる「農地の保全」を3つの柱としています。これまで、農業所得の向上という視点から施策を進めてきましたが、計画の進捗状況、成果、社会情勢の変化に応じて、平成25年度に見直しを行う、としています。

2. 基本方針

平成18年度から計画期間が始まった第三次川越市総合計画は、社会状況の変化や5年間の成果・課題をふまえ、平成23年度から同27年度までに取り組むべき課題をまとめた第三次川越市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」）を策定しました。後期基本計画は、当初計画の上位計画であることに加え、今まで当初計画に沿って行ってきた事業との整合性を考えると、基本フレームを変えることは適当ではありません。むしろ、後期基本計画を踏襲する形で見直しをすることが必要です。

そこで、見直し後の農業振興計画（以下「見直し計画」）は、基本方針はそのままにしたうえで施策以下の内容を見直しの対象としました。見直しである以上、当初計画との整合性も重要であるため、基本的には施策以下の内容を後期基本計画に照らして統合・整理し、分かりやすい計画となるようにしました。また、施策の目標値については、平成19年度から統計方法が見直された結果、算出できなくなったものが多く、別の目標値を設定しました。以上をふまえたうえで、次の点に着目して当初計画の見直しを行いました。

- 重複・不一致の解消
- 現状に即した目標等の設定

3. 見直し計画の策定手順

上位計画である後期基本計画との整合性を維持するために、後期基本計画内の「施策の推進」として書かれている内容を基本として、施策の整理を行いました。整理した施策に、当初計画の「取り組みの内容」を整理・統合したうえで、新たな施策に結びつけることしました。

こうして出来上がった「施策」と「取り組みの内容」を基に、現状と課題、施策の内容、施策の目標等、施策の説明文を修正して、見直し計画を策定しました。

なお、見直し計画は、当初計画における「V. 川越市農業振興施策の展開」と参考資料の「4. 目標値、指標値の考え方」を見直ししたものであり、後期改訂版は、この部分のみを記載しています。この見直し計画は、平成26年度から適用します。

4. 主な見直しの内容

(1) 1つの基本方針に3つの施策

○施策を整理・統合し、1つの基本方針に3つの施策という形に再編したことにより分かりやすい計画体系としました。

○何を目的としている施策なのか分かるように施策名称を見直しました。

(2) 新たな施策の追加

○時代の変化に対応するとともに、農業を取り巻く将来に向けた課題に対処するため、基本方針（2）「担い手の育成・確保の推進」内に、地域農業を守り次世代に伝えいくための施策3）「地域農業のしくみづくり」を新設しました。

(3) 施策の再編成

○次の通り施策の再編成を行いました。

| 見直し計画 | 当初計画 |
|--------|--------------------------------------|
| (1)-1) | (1)-4) と、(1)-1)、(2)-3) の一部を再編 |
| (1)-2) | (1)-2) と、(3)-1) の一部を再編 |
| (1)-3) | (1)-3) と、(3)-1) の一部を再編 |
| (2)-1) | (2)-1)、(2)-3) の一部を再編 |
| (2)-2) | (2)-1) の一部を再編 |
| (2)-3) | 新設 |
| (3)-1) | (2)-4)、(3)-2)、(3)-4) と、(3)-5) の一部を再編 |
| (3)-2) | (3)-1)、(3)-3)、(3)-5) の一部を再編 |
| (3)-3) | (3)-1)、(3)-3) の一部を再編 |
| (4)-1) | (4)-1) |
| (4)-2) | (4)-4) と、(4)-5) の一部を再編 |
| (4)-3) | (4)-3)、(4)-5) と、(4)-2)、(5)-3) の一部を再編 |
| (5)-1) | (5)-1) と、(1)-1)、(2)-2)、(5)-2) の一部を再編 |
| (5)-2) | (5)-5) を再編 |
| (5)-3) | (5)-4) と、(4)-2)、(5)-2)、(5)-3) の一部を再編 |

(4) 各基本方針における「現状と課題」「施策の内容」の見直し

○施策の再編成に伴って必要となった最小限の見直しをしました。

(5) 施策説明文の見直し

○施策名称の再編と見直しに伴い、その取り組みの内容を十分に表現できるよう、施策説明文を見直しました。

(6) 「取り組みの内容」「施策の目標等」の見直し

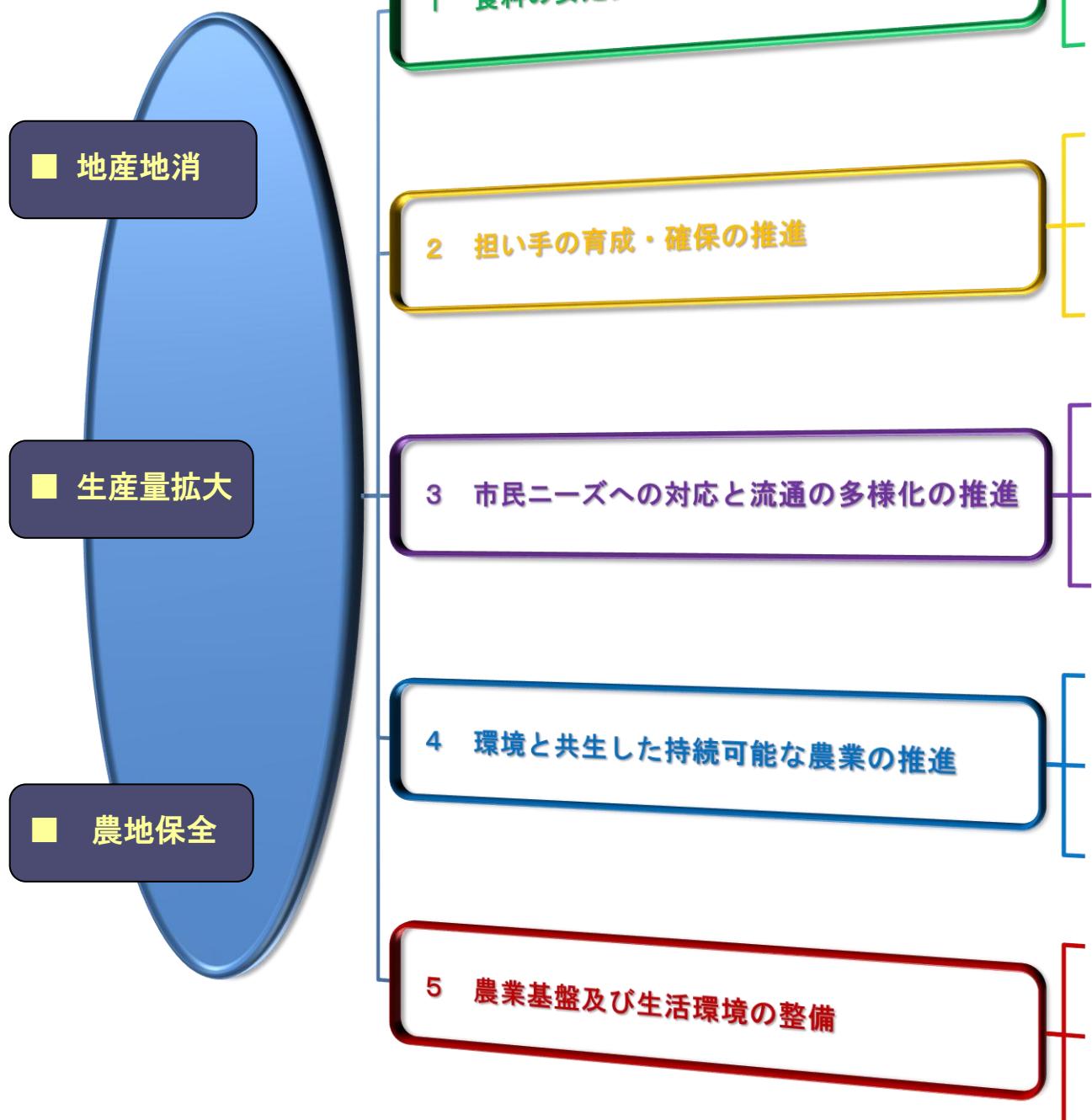
○「取り組みの内容」を整理・統合し、見直しした施策に再編しました。施策の進捗状況を判断する指標となる「施策の目標等」については、再編した「取り組みの内容」に合致し、現状にも合うように見直しました。

Ⅱ. 川越市農業振興施策の展開

1. 川越市農業振興施策の体系

【川越市の農業振興方策の3つの柱】

【基本方針】



【施 策】

1) 安定した農業経営の確立

2) 「川越ブランド」の振興

3) 食品産業との連携強化

1) 中核的な担い手の育成と確保

2) 幅広い担い手への支援

3) 地域農業のしくみづくり

1) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成

2) 地産地消の促進

3) 観光産業との連携

1) 資源循環の推進

2) 農産物の安全・安心の確保

3) 農の多面的機能と環境の保全

1) 農地の有効活用

2) 生活環境改善と水質保全

3) 農用地区域の保全

「多様な主体の協働により育まれる、こきわいに満ち、活力ある川越農業」の実現へ

2. 施策の内容

(1) 食料の安定供給の促進

【施策の構成】

食料の安定供給の促進

- 1) 安定した農業経営の確立
- 2) 「川越ブランド」の振興
- 3) 食品産業との連携強化

【現状と課題】

■農業経営状況

- ・農業者は減少傾向にあり、農業所得よりも農業外所得が多い第2種兼業農家の割合が最も多くなっています。川越市は首都近郊に位置するとともに、34万人を超える人口を有することから、首都圏及び市内消費者への新鮮で安全な農畜産物の供給が望されます。
- ・1戸あたりの平均耕作面積が比較的小規模であることから、高効率農業や品質向上のための支援を行い、農産物の安定供給を図ることが重要です。

■川越市特産物の生産

- ・川越市の特産物は数多く存在します。葉物野菜はもとより、京都にさといもが出荷されるなど、市場から高い評価を得ているものがあります。しかし、そのような川越産農畜産物の優位性は広く知られていません。そのため、「川越ブランド」の開発、認知の促進が重要です。
- ・年間約620万人（平成24年）が訪れる川越は、土産品等特産物の需要も多い状況です。しかし、菓子等の原材料に使用されるさつまいもに関しては川越産のものを十分供給できていません。川越産のさつまいも等、「川越ブランド」品の生産振興を推進することで、観光、食品産業、農業の連携のもと、農畜産物の価格、生産量の安定化を図ることが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・川越産農畜産物の「川越ブランド」確立を図るとともに、「川越ブランド」農畜産物の生産環境の整備を促進します。
- ・川越産農畜産物の加工機能の充実化、食品産業との連携を促進し、川越産農畜産物の消費拡大、生産量増大を目指します。
- ・川越産農畜産物の販路拡大を支援します。

《施策の目標等》(◇:目標値 □:指標)

| 項目 | 現況値 | 目標値 |
|----------------------|-----------|-----------|
| ◇ 農業者向けの講習会等(回) | 1(平成24年度) | 4(平成30年度) |
| □ さつまいもの生産量(t) | 不明(平成24年) | 推移を定期的に把握 |
| ◇ 食品産業、飲食店との情報交換会(回) | 0(平成24年度) | 2(平成30年度) |

1) 安定した農業経営の確立

営農形態に応じた支援を進め、品質の向上、生産量の増大、販路の拡大を図って「経営が安定した農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・関係機関と連携して、高生産性農業の普及、品質向上・増産のための技術支援をします。
- ・土地取得、機械の導入などによる資金の借り入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。
- ・畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防対策や優良畜種の導入等を支援します。
- ・畑作物、果樹、花き等の振興に向けて、川越産農産物の消費拡大を推進します。

2) 「川越ブランド」の振興

川越産の農畜産物を市内外にアピールすることにより、販路の拡大、生産量の増大を進めて「川越ブランド」の振興を目指します。

[取組の内容]

- ・さつまいもの生産量拡大や、「紅赤」など、伝統的な「川越いも」のブランド化を支援します。
- ・直販システムの構築などにより、高い評価を得ている川越の野菜、果実、黒豚、狭山茶等を「川越ブランド」としてアピールします。
- ・関係機関と連携して、新たな「川越ブランド」の構築を支援します。

3) 食品産業との連携強化

農業者と食品産業の連携により、川越産農畜産物の消費拡大、さらなる生産量の増大を進めて「多様な需要に対応できる農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・農業者と川越産農畜産物を扱う食品産業との連携による加工品開発を支援します。
- ・埼玉川越総合地方卸売市場を通じた流通機構の充実を図ります。
- ・農業者と食品産業、飲食店との情報交換の場を創出します。

(2) 担い手の育成・確保の推進

【施策の構成】

担い手の育成・確保の推進

- 1) 中核的な担い手の育成と確保
- 2) 幅広い担い手への支援
- 3) 地域農業のしくみづくり

【現状と課題】

■農林業経営体数の減少

- ・農林業経営対数（農家戸数）は、昭和45年以降、一貫して減少傾向にあります。昭和45年を基準とした平成22年の減少率は全国、埼玉県より緩やかではあるものの、減少傾向はとどまっています。農業者が減少する中、認定農業者等、効率的で安定した農業経営を担う中核的な農業者の育成・確保が重要です。

■特定組織による営農活動の支援

- ・地域の農業を支えるための組織や、沼端地区の集落営農組織等の中心的担い手など、市内各地域で新たな取り組みを実践するグループを支援するとともに、新たな営農組織の形成を支援することが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・中核的な担い手の育成、確保を行います。
- ・新たな担い手確保に向け、後継者育成、新規就農希望者支援、女性農業者や高齢農業者支援を行います。
- ・地域単位で農地を管理、営農を続ける体制の構築に向けて、川越市内の各地区の特性に即した組織・体制整備のあり方を検討します。あわせて、地域単位での新たな組織作りを支援します。

《施策の目標等》(◇:目標値 □:指標)

| 項目 | 現況値 | | 目標値 |
|--------------------|-------------|---|-------------|
| ◇ 集落営農組織及び農業生産法人の数 | 3(平成24年度) | ➡ | 5(平成30年度) |
| ◇ 認定農業者数 | 139(平成24年度) | ➡ | 150(平成30年度) |
| ◇ 新規就農者数 | 2(平成24年度) | ➡ | 6(平成30年度) |
| ◇ 人・農地プランの数 | 0(平成24年度) | ➡ | 4(平成30年度) |

1) 中核的な担い手の育成と確保

これからの農業を支える中核的な農業者、団体を育成・確保して「効率的で安定した農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・中核的な担い手となる認定農業者の営農を支援し、増加に取り組みます。
- ・集落営農組織や農業生産法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を支援します。

2) 幅広い担い手への支援

幅広い担い手の活動を支援して「多様な担い手が育む農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・農業後継者、女性農業者、高齢農業者等の取り組みを支援します。
- ・関係機関と連携して、新規就農希望者に対する情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。
- ・新たな担い手として、企業等による農業参入の支援を検討します。

3) 地域農業のしくみづくり

農地を守り次世代に継承していくために、地域と共に地域農業のしくみづくりを推進して「将来の展望が描ける農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・地域と共に今後の農業を誰がどのような形で担うかを考え、地域単位で農地を管理するためのプランの作成を推進します。
- ・関係機関と連携して、地域の中核的な担い手や経営体が地域農業を支えるために必要な体制の整備を推進します。

(用語解説)

- ・**集落営農組織**：「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。一般的に一定のまとまりのある団地的・土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、地縁的な関係を基調とする1ないし複数集落を基盤に、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力のもとに行う。
- ・**農業生産法人**：農業経営を行うために農地を取得できる法人であり、有限会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）の5形態がある。
- ・**認定農業者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営体を目指して、農業経営のための計画（農業経営改善計画）を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
- ・**人・農地プラン**：高齢化や後継者不足などにより将来の展望が描けない地域の解消と、持続可能な力強い農業を実現するために、農林水産省が進めている施策。地域の話し合いを基に、市がその地域の未来の設計図となる「人・農地プラン（地域農業マスター・プラン）」を作成する。

(3) 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

【施策の構成】

市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

- 1) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成
- 2) 地産地消の促進
- 3) 観光産業との連携

【現状と課題】

■川越産農畜産物に関する消費者の需要への対応状況

- ・消費者の川越産農畜産物への関心はとても高い状況にあります。しかし、農産物直売所は3箇所しかなく、スーパー等での川越産農産物取扱コーナーも限られていることから、川越産農畜産物を購買できる場所、機会の創出が求められています。
- ・また、近年、農業への関心が高まり、市民農園利用の人気が上昇しています。今後、都市住民が農に親しめる新たな環境・機会づくりが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・地産地消を促進するため、農業者と消費者を結びつける各種方策を推進します。
- ・小江戸川越観光との連携方策を検討し、川越市の農業の振興を図ります。
- ・農業者、行政、関連産業との連携を促す、多様な主体間のネットワーク基盤を形成します。

《施策の目標等》(◇:目標値 □:指標)

| 項目 | 現況値 | | 目標値 |
|-----------------------|--------------|---|--------------|
| ◇ 市民との交流イベントに参加した農業者数 | 24人(平成24年度) | ➡ | 40人(平成30年度) |
| ◇ 直売所の販売額(円) | 3.2億(平成24年度) | ➡ | 3.5億(平成30年度) |
| ◇ 学校給食への川越産野菜使用割合(%) | 19.6(平成24年度) | ➡ | 25(平成30年度) |
| □ 観光と合わせた農業体験プランの数 | 2(平成24年度) | | 推移を定期的に把握 |

1) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成

都市住民が農業に親しむ機会や農業者との交流の場を創出して、川越市の農業を軸に「農業者・市民・行政間のネットワークが機能する農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・農業祭や交流イベント等を通じて、都市住民が農業に親しむことのできる機会を創出します。
- ・農政モニター制度を通じて、消費者意識の把握、農業者への情報提供を行います。
- ・援農のしくみづくりなどを推進して、農業者・市民・行政間のネットワークの核の形成を図ります。
- ・市民農園や体験型農園などの運営・設置を推進して、さまざまな形で農とのふれあいの場を創出します。
- ・川越産農畜産物を通じた食育を推進するために、農業者・学校等と連携した農業体験の機会を拡充します。

2) 地産地消の促進

市民等が身近な場所で、いつでも、安全・安心な川越産農畜産物を購入できるしくみづくりを推進して「地域の食を支える農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・小売店や飲食店等と連携して、川越産農畜産物の利用を促進します。
- ・庭先販売マップ作成などを通じて、地産地消を促進します。
- ・直売所の設置・運営に対する支援や朝市などの開催を通じて、直売機会を拡充します。
- ・農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食における川越産農畜産物の利用を促進します。

3) 観光産業との連携

農業者・市民・行政・観光事業者の連携により観光の事業展開を支援、促進して「観光として楽しめる農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・首都近郊という立地を活かした日帰り型の農業体験事業モデルを検討します。
- ・伊佐沼周辺施設等を核とした観光拠点を形成するとともに、同エリアで展開する観光プログラム開発を支援します。
- ・中心市街地と郊外農地、地域資源を結ぶ観光ルートを検討します。

(用語解説)

- ・**市民農園**：自然とのふれあいを求める都市住民等が、レクリエーション目的として農業に親しめるよう、農地の一定区画を一定期間貸し付ける農園のこと。
- ・**農政モニター**：本市の農業行政について、農業者及び消費者から意見を聴取し、今後における本市の農業の振興に資するため設置したものの。

(4) 環境と共生した持続可能な農業の推進

【施策の構成】

環境と共生した持続可能な農業の推進

- 1)資源循環の推進
- 2)農産物の安全・安心の確保
- 3)農の多面的機能と環境の保全

【現状と課題】

■環境保全型農業の実施状況、浸透状況

- ・消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、農作物の生産工程における環境への配慮、安全への配慮に注目が集まっています。
- ・農薬及び化学肥料の使用量を減らした特別栽培農産物等、有機栽培など減農薬栽培に取り組む農業者は増加傾向にあります。
- ・農産物の安全・安心の確保を図るために、どのような取り組みが必要となるのか、農業者への普及を行うとともに、実践に向けた技術支援、生産物の販路拡大支援を行うことが重要です。
- ・低地部では田園景観が広がり、台地部では三富地域に代表される樹林地と一体となった畠地景観など、川越らしい里山景観が展開しています。しかし、市街化の進展等により、その里山景観が変化しつつあることから、川越市の里山景観を保全することが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・都市部のバイオマス資源の活用等、域内の循環システムの構築を図ります。
- ・環境保全型農業等、環境と共生した農業の普及を行い、関連情報提供のほか、実践する上での技術的な支援を拡充します。
- ・環境保全型農業の経営面での優位性を明らかにするとともに、同農業での農産物の販路拡大を支援するなど、環境保全型農業のさらなる展開を図ります。

《施策の目標等》(◇:目標値 □:指標)

| 項目 | 現況値 | 目標値 |
|----------------|-------------|-------------|
| ◇ 三富関連情報の広報(回) | 2(平成24年度) | 4(平成30年度) |
| ◇ 特別栽培農産物の生産者数 | 67(平成24年度) | 100(平成30年度) |
| ◇ エコファーマー認定数 | 120(平成24年度) | 140(平成30年度) |

1) 資源循環の推進

都市部および農業によって生み出される資源の循環のしくみを構築し、「地域の資源を有効利用する農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・都市部のバイオマス資源の農業への活用方策を検討します。
- ・農業廃棄物のリサイクル、適正処理を推進します。
- ・三富地域の循環システムについての関連情報を提供します。

2) 農産物の安全・安心の確保

農薬や化学肥料の削減を推進するとともに、生産履歴などの適性な表示を促進して「安全で安心できる農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・関係機関と連携して、農産物の生産履歴等の表示を促進します。
- ・JAS法等に定める表示の適正化を推進します。
- ・関係機関と連携して、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進します。
- ・特別栽培農産物の生産、消費を促進します。
- ・ポジティブリスト制度の周知を徹底します。

3) 農の多面的機能と環境の保全

農地、農業が有する多面的機能の保全・活用を進めて「農村環境にも、消費者にもやさしい農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・地球温暖化防止など、農地が有する多面的機能の適正な評価がなされるよう、PRを推進します。
- ・住民参加型の保全活動等を促進して、川越らしい里山景観の保全に努めます。
- ・エコファーマーの育成を進めるとともに、エコファーマーの取り組みや農産物のPRを支援します。
- ・GAP制度の普及、導入を促進します。

(用語解説)

- ・**環境保全型農業**：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
- ・**三富地域**：1694～1696 年に、川越藩主であった柳沢吉保によって開拓された地域で、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の4市1町にまたがっている。
- ・**JAS法**：正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」で、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることの保証や、原材料、原産地など品質に関する一定の表示の義務付けについて定めたもの。
- ・**特別栽培農産物**：埼玉県による認証制度。農薬及び化学肥料の使用量を県慣行基準の半分以下に減らして栽培された農産物。
- ・**ポジティブリスト制度**：残留が認められる農薬をリスト化するとともに、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。
- ・**エコファーマー**：平成 11 年に施行された、環境に調和した農業に取り組み、持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）に基づいて知事に認定された農業者のこと。
- ・**GAP**：Good Agricultural Practice の略で、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等のための生産工程の管理手法。

(5) 農業基盤及び生活環境の整備

【施策の構成】

農業基盤及び生活環境の整備

- 1) 農地の有効活用
- 2) 生活環境改善と水質保全
- 3) 農用地区域の保全

【現状と課題】

■ 農業基盤

- ・今まで要望がある地区について順次農業基盤整備を推進してきました。引き続き整備を推進するとともに、今後は、利用集積、面的集積に資する農業基盤整備を行うことが重要です。
- ・近年、農業者の減少により農業水利施設の維持管理が困難になってきています。農業水利施設の必要な更新、保全管理を行うことが重要です。

■ 生活環境

- ・農業集落排水施設整備を推進し、住戸の適切な生活排水処理により農村環境の保全を図ります。また、近年市街地周縁部の農地において、比較的密度の高い住宅開発が見られます。農業後継者を育み、新規就農者を惹きつけるような、緑住農が調和した住環境の創出が重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・既存施設の長寿命化を図るとともに、新規整備の際は、利用集積、面的集積に資する整備を推進します。
- ・農業基盤整備に関する支援施策の情報提供を拡充するとともに、地域の意向をふまえ整備を推進します。
- ・土地利用の適正な誘導により優良農地を保全するとともに、遊休農地の発生の防止・解消を図ります。
- ・緑住農が調和したゆとりある生活環境を形成します。

《施策の目標等》(◇ : 目標値 □ : 指標)

| 項目 | 現況値 | 目標値 |
|-------------------|---------------|-------------|
| □ 経営耕地面積(ha) | 2,654(平成17年) | (推移を定期的に把握) |
| ◇ 農業集落排水施設整備事業採択数 | 2(平成24年度) | 3(平成30年度) |
| □ 農用地区域(ha) | 2,388(平成24年度) | (推移を定期的に把握) |
| □ 農業振興地域の農用地(ha) | 3,501(平成24年度) | (推移を定期的に把握) |

1) 農地の有効活用

品質向上、生産量の増大、価格競争力の強化を図るため、農業基盤整備や農地の集積などを推進して「効率的な農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・農業者の意向をふまえ、農道やかんがい排水施設等の農業基盤整備を推進します。
- ・補助事業等支援施策を活用して、低コストなほ場整備を推進します。
- ・農地の面的集積、近接する農地の利用集積を促進して、生産性向上を支援します。

2) 生活環境改善と水質保全

生活排水処理を適正に行って「良好な水環境に育まれる農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・川越市生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水施設、公共下水道、合併処理浄化槽との一体的な整備を推進します。
- ・すでに供用を開始している農業集落排水施設を維持・管理して、農業用水の水質保全を図ります。
- ・農業集落排水、公共下水道の適切な使用及び合併処理浄化槽の維持管理の徹底を使用者へ呼びかけて、生活排水の水質浄化を促進します。

3) 農用地区域の保全

農用地区域を保全するとともに、遊休農地の利用集積などを進めて「農地の有効活用」を目指します。

[取組の内容]

- ・長期的に農業振興を図るべき地域を保全します。
- ・農用地区域における他の用途への土地利用については、その区域外へ誘導することにより、農用地区域を保全します。
- ・遊休農地の発生防止、解消のため、関係機関と連携し農地の調査及び指導を行います。
- ・農地・水保全管理事業等、農地の保全に資する取り組みを推進します。

(用語解説)

- ・**経営耕地面積**：農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有して耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計である。
- ・**農業振興地域**：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域のこと。
- ・**農用地区域**：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が指定を行う、農業振興地域内において今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域のこと。
- ・**農地・水・環境保全向上対策事業**：農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民が参加する効果の高い共同活動と、農業者が中心となった先進的な営農活動を支援する事業。

参考資料

1. 目標値、指標値の考え方

各基本方針における目標値・指標値の考え方及び検証方法を以下に整理しました。「目標」は、その数値に代表される農業振興の達成を目指すための数値です。また、「指標」は推移を定期的に追い、農業振興の進捗状況を把握するための数値です。なお、◇は目標値を、□は指標を示しています。

(1) 食料の安定供給の促進

| 項目 | 考え方・検証方法 |
|--|---|
| ◇ 農業者向けの講習会等(回) 1(平成24年度) → 4(平成30年度) | ・考え方: 講習会等により、生産性・品質の向上などをを目指す。 ・検証方法: 実績数。 |
| □ さつまいもの生産量(t) 不明(平成24年)…推移を定期的に把握 | ・考え方: 川越の代表的なブランドであるサツマイモの増産を目指す。 ・検証方法: 農業者への調査による。 |
| ◇ 食品産業・飲食店等との情報交換会(回) 0(平成24年度) → 2(平成30年度) | ・考え方: 他業者との連携による域内消費・販売促進を目指す。 ・検証方法: 実績数。 |

(2) 担い手の育成・確保の推進

| 項目 | 考え方・検証方法 |
|---|--|
| ◇ 集落営農組織及び農業生産法人の数 3(平成24年度) → 5(平成30年度) | ・考え方: 地域の中心的かつ安定的な担い手となる組織・法人の増加を目指す。 ・検証方法: 実績数。 |
| ◇ 認定農業者数 139(平成24年度) → 150(平成30年度) | ・考え方: 認定農業者を増やし、経営計画に基づく営農推進等、産地の体质強化を図る。 ・検証方法: 実績数。 |
| ◇ 新規就農者数 2(平成24年度) → 6(平成30年度) | ・考え方: 新規就農者を増やし、担い手の増加を目指す。 ・検証方法: 実績数。 |
| ◇ 人・農地プランの数 0(平成24年度)…4(平成30年度) | ・考え方: 地域農業を守り、次代に継承していくために必要なプランの増加を目指す。 ・検証方法: 実績数。 |

(3) 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

| 項目 | 考え方・検証方法 |
|---|---|
| ◇ 市民との交流イベント数に参加した農業者数 24人(平成24年度) → 40人(平成30年度) | ・考え方: 農業者と住民との交流を通して農業に対する理解を深める。 ・検証方法: 実績数。 |
| ◇ 直売所の売上高(円) 3. 2億(平成24年度) → 3. 5億円(平成30年度) | ・考え方: 地産地消の促進を目指す。 ・検証方法: 売上実績の合計。 |
| ◇ 学校給食への川越産野菜使用割合(%) 19. 6(平成24年度) → 25(平成30年度) | ・考え方: 学校給食での川越産野菜の使用を促進し、地産地消や食育につなげる。 ・検証方法: 学校給食課資料。 |
| □ 観光と合わせた農業体験プランの開発数 2(平成24年度)…推移を定期的に把握 | ・考え方: 都市住民が農業にふれあう機会の拡充を目指す。 ・検証方法: 聞き取り調査による。 |

(4) 環境と共生した持続可能な農業の推進

| 項目 | 考え方・検証方法 |
|--|---|
| ◇ 三富関連情報の広報(回) 2(平成24年度) → 4(平成30年度) | ・考え方: 農業を中心とした循環システムを実践している地域の認知度を高める。 ・検証方法: 掲載実績数。 |
| ◇ 特別栽培農産物の生産者数 67(平成24年度) → 100(平成30年度) | ・考え方: 特別栽培農産物の生産拡大により、減農薬・減化学肥料で栽培される農産物の普及を目指す。 ・検証方法: 実績数。 |
| ◇ エコファーマー認定数 120(平成24年度) → 140(平成30年度) | ・考え方: エコファーマーの認定増加により、環境保全型農業の普及を目指す。 ・検証方法: 認定実績。 |

(5) 農業基盤及び生活環境の整備

| 項目 | 考え方・検証方法 |
|--|--|
| □経営耕地面積(ha) 2,654(平成17年)…推移を定期的に把握 | ・考え方:人口減、コンパクトシティ化により、宅地開発需要低下、一方農業生産振興により現状程度の面積を確保する。 ・検証方法:農林業センサス。 |
| ◇農業集落排水施設整備事業採択数 2(平成24年度) → 3(平成30年度) | ・考え方:集落排水施設整備を推進し、水環境を保全する。 ・検証方法:整備実績。 |
| □農用地区域(ha) 2,388(平成24年度)…推移を定期的に把握 | ・考え方:農村地域での農業以外の土地利用との調整を図りながら、農業振興を図る地域を確保していく。 ・検証方法:整備計画の変更実績による。 |
| □農業振興地域の農用地(ha) 3,501(平成24年度)…推移を定期的に把握 | ・考え方:農村地域での農業以外の土地利用との調整を図りながら、農業振興を図る地域を確保していく。 ・検証方法:整備計画の変更及び農地転用許可の実績による。 |



小江戸川越紅ちゃん
(さつまいも伝来 400 年記念シンボルキャラクター)

川越市農業振興計画(後期改訂版)

川越市産業観光部農政課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
TEL 049-224-5939(直通)
FAX 049-224-8712
